

○多古町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則

(平成 14 年 10 月 22 日規則第 24 号)

改正 令和 4 年 12 月 16 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多古町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成 6 年多古町条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入の申込み)

第 2 条 条例第 2 条に規定する受益者になろうとする者は、多古町農業集落排水事業加入申込書(別記第 1 号様式)により多古町農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)に申し込むものとする。

(分担金の決定通知及び徴収方法)

第 3 条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは多古町農業集落排水事業分担金決定通知書(別記第 2 号様式)により分担金の額及び納付期日等を決定し、当該受益者に通知するものとする。ただし、加入しようとする事業地区の処理施設に接続することができない場合は、この限りでない。

2 町長は、前項にかかる分担金を 5 期に分割して徴収するものとする。ただし、処理施設の供用開始後に受益者となった者の分担金は、これを一括して徴収するものとする。

(分担金の徴収猶予)

第 4 条 条例第 6 条に規定する分担金の徴収の猶予は、当該分担金を納期限内に納付することが困難と認められる額について、1 年を限度として行うことができる。ただし、町長は、やむを得ない理由があると認めるときは、更に 1 年を超えない期間で猶予することができる。

2 前項に規定する分担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、多古町農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書(別記第 3 号様式)により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、分担金の徴収猶予の可否を決定し、多古町農業集落排水事業分担金徴収猶予決定通知書(別記第 4 号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(分担金の減免)

第 5 条 条例第 6 条に規定する分担金の減額又は免除を受けようとする受益者は、多古町農業集落排水事業分担金減免申請書(別記第 5 号様式)により町長に申請しなければならない。

- 2 条例第6条に規定する分担金の減額又は免除を受けようとする受益者は、多古町農業集落排水事業分担金減免決定通知書(別記第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(受益者の変更届)

第6条 条例第8条に規定する受益者の変更があったときは、新たに受益者となる者及び受益者であった者は、速やかに多古町農業集落排水事業受益者変更届(別記第7号様式)により町長に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行前に農業集落事業の施行に同意した者については、多古町農業集落排水事業への加入の申し込みがあったものとみなす。

附 則(令和4年12月16日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条)

多古町農業集落排水事業加入申込書

[別紙参照]

第2号様式(第3条第1項)

多古町農業集落排水事業分担金決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第4条第2項)

多古町農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書

[別紙参照]

第4号様式(第4条第3項)

多古町農業集落排水事業分担金徴収猶予決定通知書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 5 条第 2 項)

多古町農業集落排水事業分担金減免申請書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 5 条第 3 項)

多古町農業集落排水事業分担金減免決定通知書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 6 条)

多古町農業集落排水事業受益者変更届

[別紙参照]